（発信の機能）

第三十二条の十一　インターネットプロトコル移動電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

一　発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼の設定を行うためのメッセージ送出終了後一二八秒以内に通信終了メッセージを送出するものであること。

二　自動再発信を行う場合にあつては、その回数は三回以内であること。ただし、最初の発信から三分を超えた場合にあつては、別の発信とみなす。

三　前号の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

（送信タイミング）

第三十二条の十二　インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合する送信タイミングで送信する機能を備えなければならない。

（ランダムアクセス制御）

第三十二条の十三　インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合するランダムアクセス制御（複数のインターネットプロトコル移動電話端末からの送信が衝突した場合、再び送信が衝突することを避けるために各インターネットプロトコル移動電話端末がそれぞれ不規則な遅延時間の後に再び送信することをいう。）を行う機能を備えなければならない。

（タイムアラインメント制御）

第三十二条の十四　インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合するタイムアラインメント制御（インターネットプロトコル移動電話端末が、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された値に従い送信タイミングを調整することをいう。）を行う機能を備えなければならない。

（位置登録制御）

第三十二条の十五　インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合する位置登録制御（インターネットプロトコル移動電話端末が、インターネットプロトコル移動電話用設備に位置情報（インターネットプロトコル移動電話端末の位置を示す情報をいう。）の登録を行うことをいう。）を行う機能を備えなければならない。

（チャネル切替指示に従う機能）

第三十二条の十六　インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からのチャネルを指定する信号を受信した場合にあつては、指定されたチャネルに切り替える機能を備えなければならない。

（受信レベル通知機能）

第三十二条の十七　インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合する受信レベルの通知に関する機能を備えなければならない。

（送信停止指示に従う機能）

第三十二条の十八　インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からのチャネルの切断を要求する信号を受信した場合にあつては、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を備えなければならない。

（受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能）

第三十二条の十九　インターネットプロトコル移動電話端末は、通信中の受信レベル又は伝送品質が著しく劣化した場合にあつては、自動的に送信を停止する機能を備えなければならない。

（故障時の自動的な送信停止機能）

第三十二条の二十　インターネットプロトコル移動電話端末は、故障により送信が継続的に行われる場合にあつては、自動的にその送信を停止する機能を備えなければならない。

（重要通信確保のための機能）

第三十二条の二十一　インターネットプロトコル移動電話端末は、重要通信を確保するため、インターネットプロトコル移動電話用設備からの発信の規制を要求する信号を受信した場合にあつては、発信しない機能を備えなければならない。

（ふくそう通知機能）

第三十二条の二十二　インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信した場合にその旨を利用者に通知するための機能を備えなければならない。

（緊急通報機能）

第三十二条の二十三　インターネットプロトコル移動電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

（インターネットプロトコル移動電話端末固有情報の変更を防止する機能）

第三十二条の二十四　インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話端末固有情報（インターネットプロトコル移動電話端末を特定するための情報であつて、チャネルの設定に当たつて使用されるものをいう。以下同じ。）に関する次の機能を備えなければならない。

一　インターネットプロトコル移動電話端末固有情報を記憶する装置は、容易に取外しができないこと。

二　インターネットプロトコル移動電話端末固有情報は、容易に書換えができないこと。

三　インターネットプロトコル移動電話端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外については、容易に知得ができないこと。

（特殊なインターネットプロトコル移動電話端末）

第三十二条の二十五　インターネットプロトコル移動電話端末のうち、第三十二条の十から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。

第三十六条中「移動電話用設備」の下に「（インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。）」を加え、「インターネットプロトコル電話用設備に接続されるもの」と」の下に「、第三十二条の十から第三十二条の二十五までの規定中「インターネットプロトコル移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの」と」を加える。

（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正）

第二条　端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「端末機器」の下に「（第三号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　インターネットプロトコル移動電話用設備（移動電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される端末機器

第四十一条第四項第五号中「検証の」の下に「経過（試験にあつては、試験結果を含む。）及び」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定端末機器の設計

第四十一条第九項中「第五号」を「第六号」に改める。

様式第一号中「電話番号」を「電話番号
登録番号及び登録年月日」に改め、注6を注7とし、注3から注5までを一ずつ繰り下げ、同様式注2中「又は借入れ」を「、借入れ又は委託」に改め、同注2を同様式注3とし、同様式注1を同様式注2とし、同注2の前に次のように加える。

注1　登録番号及び登録年月日は、登録の更新の申請に限り記載すること。